

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター
設置者名	厚生労働省

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画に当たっては、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)における教科指導要領」の指導目標、指導内容、指導計画等に基づいて、各年度当初に指導計画書を作成している。</p> <p>指導計画書は、初回の授業において利用者に示すとともに、ホームページに掲載し公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページに掲載し公表</p> <p>http://www.rehab.go.jp/kobe/</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>評価及び単位修得については、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育規程」第 16 条に基づいて行っている。</p> <p>具体的には、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」第 4 章に基づき、教官作成テスト(筆記試験、実技試験)、レポート法、問答法(口頭試験)、観察記録法から評価の方法を選択し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。</p> <p>また、単位修得の判定は、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」第 5 章に基づき、当該授業科目の学年末評価が 100 点満点で 60 点以上であること、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の 3 分の 2 以上であること等を単位修得の要件としている。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>各授業科目の評価は、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」17～19及び24に基づき、各授業科目とも100点を満点として表示し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。</p> <p>客観的な指標の設定は、上記の学年末評価について、各利用者が取得した全科目の平均点を算出して成績分布を求め、当該学年の状況を把握する。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載し公表 http://www.rehab.go.jp/kobe/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定方針については、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育規程第16条及び第17条に規定している。</p> <p>具体的には、国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成を行い、社会に貢献し得る有能な施術者として自立と社会参加を図ることを目標とし、必要とされる知識の理解度(認知領域)、教授された技能の習熟度(精神運動領域)、施術者として必要な態度(情意領域)を評価し、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」26に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則28に規定する各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とし、支援決定会議において決定している。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載し公表 http://www.rehab.go.jp/kobe/</p>